

資料5 その他参考資料

公務員の種類と数

地方公務員

約274万人
※1

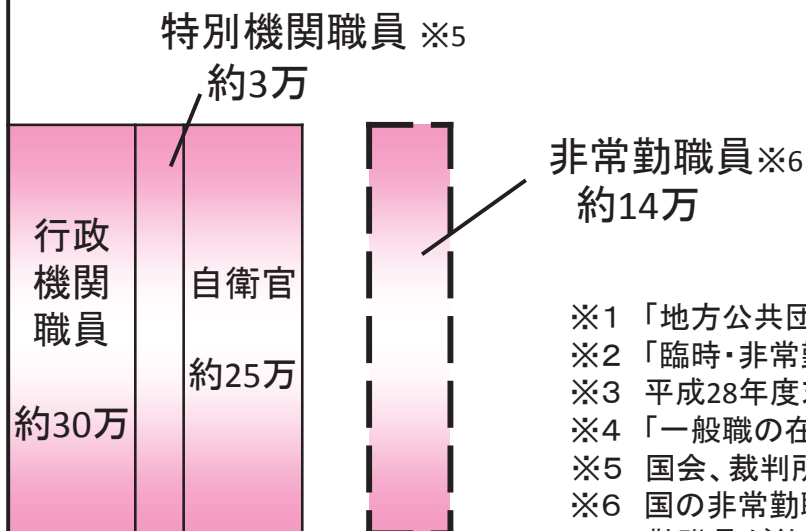
臨時・非常勤
約60万人※2



国家公務員

約58万人
※3

非常勤約14万人
※4



※1 「地方公共団体管理調査」による一般職の職員数(平成27年4月1日現在)

※2 「臨時・非常勤職員に関する調査」による職員数(平成24年4月1日現在)

※3 平成28年度末予算定員による。

※4 「一般職の在職状況調査」による職員数(平成27年7月1日現在)

※5 国会、裁判所、会計検査院等に勤務する職員

※6 国の非常勤職員については、一般職の期間業務職員が約2.9万及びその他の非常勤職員が約11.1万(保護司 約4.8万人、委員顧問参与 約2.2万人など)である。このほか、特別職の非常勤職員もいる。

公務員の種類と数

地方公務員

約274万人
※1

臨時・非常勤
約60万人※2

一般職（約274万人）				
一般行政部門 約91万	教育部門 約102万	警察部門 約29万	消防部門 約16万	公営企業等 会計部門 約36万

一般職 臨時的 任用 約24万	特別職 特別職 非常勤 約23万
--------------------------	---------------------------

消防部門
約16万

一般職非常勤
約13万

国家公務員

約58万人
※3

非常勤
約14万人※4

一般職	特別職
常勤職員 約28万	閣僚・大使 自衛官等 約30万

一般職

非常勤職員※5
約14万

- ※1 「地方公共団体管理調査」による一般職の職員数(平成27年4月1日現在)
- ※2 「臨時・非常勤職員に関する調査」による職員数(平成24年4月1日現在)
- ※3 平成28年度末予算定員による。
- ※4 「一般職の在職状況調査」による職員数(平成27年7月1日現在)
- ※5 国の非常勤職員については、一般職の期間業務職員が約2.9万及びその他の非常勤職員が約11.1万(保護司 約4.8万人、委員顧問参与 約2.2万人など)である。このほか、特別職の非常勤職員もいる。

平成26年通知を踏まえた取組の例

東京都の見直し(東京都資料)

1 都の非常勤制度を取り巻く環境変化

- 平成4年度における非常勤制度の見直し
 - ・非常勤職員の性格に応じ、専務的・専門的非専務的・臨時的に再構成
 - ・専務的非常勤の勤務条件を都の継続雇用制度である再雇用に準拠

制度見直しから20年以上が経過し、環境が大きく変化

- 外部環境の変化
 - ・民間雇用者に占める非正規職員・従業員の割合が大幅増
(平成4年度21.7% → 平成24年度38.2%)
 - ・民間労働法制における短時間・有期労働者保護の趨勢
(労働契約法の改正、パートタイム労働法の改正など)
 - ・公務に従事する非常勤職員の勤務条件に関する問題意識の高まり
(労使間訴訟・住民訴訟の頻発、地方自治法改正の動きなど)
- 内部環境の変化
 - ・職員定数の大幅削減と団塊世代の大量退職
(知事部局等：平成5年度49,430名 → 平成25年度24,980名)
 - ・再雇用代替等による専務的非常勤設置の飛躍的増加
(知事部局：平成5年度54職 → 平成25年度351職)

2 都の非常勤制度の課題

- 環境の変化に伴い、実態を踏まえた制度の再整理が必要

- ◆ 特別職の性格の希薄な職の増加
 - ・行政補助的な役割を担う専務的非常勤制度の比重が高まり、地公法の趣旨との乖離が発生
- ◆ 平成26年総務省通知
 - ・「特別職の非常勤職員については、職務の内容が補助的・定型的であったり、一般職の職員と同一と認められるような職や、勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職については、本来、一般職として任用されるべきであり、特別職として任用することは避けるべき」

3 制度見直しの方向性

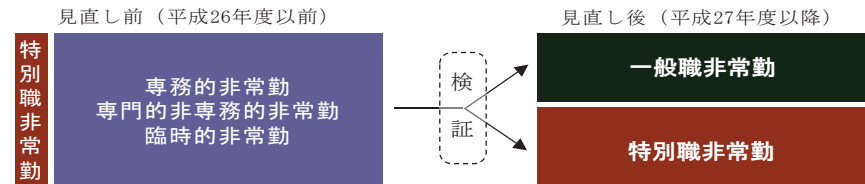
- 非常勤職員をより一層活用していくために、下記の取組を行い、非常勤制度の円滑な運用を確保
 - ◆ 特別職・一般職それぞれの特性を踏まえ、現行の非常勤制度を再構成
 - ◆ 専務性のある非常勤職員を一般職と位置づけ、その能力が最大限に発揮されるよう、より働きやすい環境を整備するとともに、その職域を拡大し、都全体として必要なマンパワーを最適に確保

4 制度見直しの概要

- (1) 非常勤制度の再構成
 - ① 概ね月16日かつ1日7時間45分に相当する時間勤務する職
 - ② ただし、労働者性の低い職や行政実例において特別職非常勤と明示されている職は一般職としない
- (2) 一般職に相応しい処遇の実現

地公法等が適用となる一般職非常勤には、休暇・職免や身分保障など一般職に相応しい処遇を実現
- (3) 適正な労使関係の構築

一般職非常勤については、地公法上の交渉ルールを適用させることで適正な労使関係を実現



【職の例】

一般職非常勤	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員等各種相談員 ・都立病院等医療技術員
特別職非常勤	<ul style="list-style-type: none"> ・都立病院等医員 ・職業能力開発センター時間講師 ・統計調査員

平成26年通知を踏まえた取組の例

大阪府の見直し(大阪府資料)

非常勤職員の一般職への移行について

大阪府の非常勤職員については、総務省通知（H26.7.4）の趣旨を踏まえ、平成28年度より、職務内容等に応じて地方公務員法に基づく「特別職」から「一般職」にその位置付けを変更

- 「H27年度以前の位置付け」
府の非常勤職員は、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく「特別職」と位置付け
- 「府の非常勤職員の種類」
 - ・非常勤嘱託員…特殊な技能、専門的知識、経験等の提供
 - ・非常勤作業員…定例反復的な業務等に係る労務の提供

<経緯>

総務省より非常勤職員の任用根拠等について、明確な見解が示されたことを踏まえ、府の非常勤職員の職務内容等を踏まえ、その位置付けを整理したもの。

【総務省通知】（平成26年7月4日） 抜粋
「職務の内容が補助的・定型的であったり、一般職の職員と同様とみとめられるような職や、勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職については、本来、一般職として任用されるべきであり、特別職として任用することは避けるべきである。」



【職務内容等を踏まえた、府の非常勤職員の分類】

	特別職	一般職
考え方 (総務省の見解)	・主に特定の学識・経験を必要とする職に、自らの学識・経験に基づき非専断的に公務に参画する 労働者性の低い勤務形態 を想定。	・職務の内容が補助的・定型的 ・勤務管理や業務遂行方法において 労働者性の高い職
具体例	・統計調査員（国勢調査員に準ずる者）など法定で特別職とされる職 ・弁護士、医師 ・特別顧問、特別参与 など	・左記以外の非常勤嘱託員 ・非常勤作業員

※「特別職」に位置付けられる非常勤職員については、引き続き、地方公務員法の適用を受けないため、従来どおり就業規則において種々の規定を定め雇用を行う。

ニッポン一億総活躍プラン（抄）

（平成28年6月2日閣議決定）

2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向

最大のチャレンジは働き方改革である。多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならない。

（同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善）

女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は、待ったなしの重要課題である。

我が国の非正規雇用労働者については、例えば、女性では、結婚・子育てなどもあり、30代半ば以降、自ら非正規雇用を選択している人が多いことが労働力調査から確認できるほか、パートタイム労働者の賃金水準は、欧州諸国においては正規労働者に比べ2割低い状況であるが、我が国では4割低くなっている。

再チャレンジ可能な社会をつくるためにも、正規か、非正規かといった雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保する。そして、同一労働同一賃金の実現に踏み込む。

同一労働同一賃金の実現に向けて、我が国の雇用慣行には十分に留意しつつ、躊躇なく法改正の準備を進める。労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の的確な運用を図るため、どのような待遇差が合理的であるかまたは不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定する。できない理由はいくらでも挙げることができる。大切なことは、どうやったら実現できるかであり、ここに意識を集中する。非正規という言葉無くす決意で臨む。

プロセスとしては、ガイドラインの策定等を通じ、不合理な待遇差として是正すべきものを明らかにする。その是正が円滑に行われるよう、欧州の制度も参考にしつつ、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定の整備、非正規雇用労働者と正規労働者との待遇差に関する事業者の説明義務の整備などを含め、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正等を検討し、関連法案を国会に提出する。

これらにより、正規労働者と非正規雇用労働者の賃金差について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す。

（以下 略）